121

質問第一二一号

国会議員の歳費、 旅費及び手当等に関する法律に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に関する質問主意書

「国会議員の歳費、 旅費及び手当等に関する法律」は、 国会議員の歳費、 旅費及び手当等の支給について

規定した日本の法律であり、この中でさまざまな規定がされ、 運用されている。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、 国会議員の給与に当たる歳費を二割削減する本法改正案が四月二

十三日成立した。 削減期間は本年十月末までとなり、 月額百二十九万四千円の歳費が百三万五千二百円とな

る。 ある中、 未だ新型コロ 今 回 の改正による削減対象にはボーナスにあたる国会議員の期末手当が含まれていないことに対す ナウイルスによる感染症 の収束には目途が立たず、 あらゆる業種や家庭に経済的 な打撃が

る不満の声や、 期末手当を含まないことで実質の削減額は二割に届いてい ないとの指摘もある。

関連し、以下について政府の見解を問う。

第九条第一項において、 「各議院 の議長、 副議長及び議員は、 公の書類を発送し及び公の性質を有する

通信をなす等のため、 文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。 _ と規定している。

この 「通信をなす等のため」 (T) 「等」はどのようなものと考えるか、 具体的事例を示して答えられた

ため、従来の文書通信交通に要する費用のほかに、 会において、 七十五万円から百万円に増額されるに際して、平成五年一月二十一日の衆議院議院運営委員会庶務小委員 同じく、第九条第一項において、平成五年に「文書通信滞在費」が 与謝野馨委員長から「最近の議員の政治活動の実態に勘案し、 東京滞在に係る経費、 「文書通信交通滞在費」に改められ 議員活動事務所の経費、 また抜本的政治改革に資する 国会活

動報告等の経費を加えることに合意を見た」と発言した。

三 令 月額」ではなく「歳費の月額」 今 回 和三年十月三十一日までの間 この の改正により、 「国会活動報告等」の 「議長、 「等」はどのようなものと考えるか、 にすることにより、 は、 副議長及び議員の歳費の月額は、 歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする」こととなった。 「期末手当」、 国会法第三十五条の規定にかかわらず、 具体的事例を示して答えられたい。 「弔慰金」、 「特別弔慰金」について 「歳費

「歳費の月額」 に限定した改正となったことについて、 国民の理解が十分得られる改正だったと考える

か。政府の見解を伺う。

はこれまで通り本法に基づき支給される。

右質問する。